

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校条例施行規則（昭和44年岩手県規則第71号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|------|-----|--|--------|------|-----|------|------|-----|
| <p>(免除の申請)</p> <p>第17条 第15条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長等が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> | <p>(免除の申請)</p> <p>第17条 第15条の規定に該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（次条及び第19条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長が発行する所得に関する証明書その他校長等が定める書類を添え、原則として、次の各号に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>(入校料の免除の対象者等)</u></p> <p>7 <u>条例附則第4項の規定により入校料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</u></p> <p><u>(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(2) 住居の全焼又は半焼</u></p> <p><u>(3) 住居の流失</u></p> <p><u>(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少</u></p> <p>8 <u>入校料の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入校料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長等が必要と認める書類を添えて、入学許可の日から起算して15日以内に校長等に提出しなければならない。</u></p> <p>9 <u>校長等は、前項の入校料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、入校料を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入校料免除決定通知書により、入校料を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による入校料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。</u></p> | | | | | | | | | | | | |
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>職業能力開発</td> <td>訓練課程</td> <td>訓練科</td> <td>訓練期間</td> <td>入校定員</td> <td>総定員</td> </tr> </table> | 職業能力開発 | 訓練課程 | 訓練科 | 訓練期間 | 入校定員 | 総定員 | <table border="1"> <tr> <td>職業能力開発</td> <td>訓練課程</td> <td>訓練科</td> <td>訓練期間</td> <td>入校定員</td> <td>総定員</td> </tr> </table> | 職業能力開発 | 訓練課程 | 訓練科 | 訓練期間 | 入校定員 | 総定員 |
| 職業能力開発 | 訓練課程 | 訓練科 | 訓練期間 | 入校定員 | 総定員 | | | | | | | | |
| 職業能力開発 | 訓練課程 | 訓練科 | 訓練期間 | 入校定員 | 総定員 | | | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|------|-----|----|-----|--|
| 校名 | | | | | |
| [略] | | | | | |
| 岩手県 | 普通課程 | [略] | | | |
| 立二戸 | | 建築科 | 2年 | [略] | |
| 高等技 術専門 校 | | | | | |
| [略] | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------|------|-----|----|------------|------------|
| 校名 | | | | | |
| [略] | | | | | |
| 岩手県 | 普通課程 | [略] | | | |
| 立二戸 | | 建築科 | 2年 | [略] | |
| 高等技 術専門 校 | | | 1年 | <u>10人</u> | <u>10人</u> |
| | 短期課程 | 建築科 | 1年 | <u>10人</u> | <u>10人</u> |
| [略] | | | | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | | 改正後 | | | |
|---|--|------|-----|---|--|--------------|---------------|
| 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係） | | | | 別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係） | | | |
| 区分 | 事務 | 条 項 | 内 容 | 区分 | 事務 | 条 項 | 内 容 |
| [略] | | | | [略] | | | |
| 職業能力 開発校の 長 | 1 職業能力開 発校条例（昭 和51年岩手県 条例第25号） の施行に關す る事務 | [略] | [略] | 職業能力 開発校の 長 | 1 職業能力開 発校条例（昭 和51年岩手県 条例第25号） の施行に關す る事務 | [略] | [略] |
| | | 第11条 | [略] | | | <u>附則第4項</u> | <u>入校料の免除</u> |
| [略] | | | | [略] | | | |

備考 改正部分は、下線の部分である。